

【重要事項説明書】

【契約書】

## 短期入所生活介護事業所 みずほ苑

短期入所生活介護  
介護予防短期入所生活介護

介護保険事業所番号

1172400200

埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢 7 3 5 - 1

0 4 9 - 2 5 8 - 9 2 1 1

(令和 6 年 8 月 1 日改訂)

## 1. 相談の窓口

(1) 当施設における相談窓口

担当	生活相談員
受付時間	9:00～18:00
電話	049-258-9211 (代)

## 2. 職員体制

(令和6年8月 現在の特別養護老人ホーム 兼 短期入所生活介護事業所 みずほ苑の職員体制)

	資格	常勤	非常勤	委託	計
施設長 (管理者)		1名			1名
医師			1名		1名
生活相談員		2名			2名
介護支援専門員	介護支援専門員	1名			1名
介護職員	社会福祉士	1名			1名
	介護福祉士	35名	1名		36名
	実務者研修修了者	2名	1名		1名
	1～2級・初任者研修修了者	0名	3名		3名
	その他	0名	0名		0名
看護職員		2名	4名		6名
栄養士		1名			1名
歯科衛生士				2名	2名
音楽療法士			1名		1名
機能訓練指導員	理学療法士		1名		1名
事務職員		4名	3		7名

## 3. ご利用料金

基本料金 (要支援1～要介護5)

		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
多床室 従来型個室	単位数	451単位	561単位	603単位	672単位	745単位	815単位	884単位
	1割負担	466円	580円	623円	695円	770円	842円	914円
	2割負担	932円	1,159円	1,246円	1,389円	1,539円	1,684円	1,827円
	3割負担	1,398円	1,739円	1,869円	2,083円	2,309円	2,526円	2,740円
ユニット型 個室的多床室	単位数	529単位	649単位	704単位	772単位	847単位	918単位	987単位
	1割負担	547円	671円	728円	798円	875円	949円	1,020円
	2割負担	1,093円	1,341円	1,455円	1,595円	1750円	1,897円	2,039円
	3割負担	1,640円	2,012円	2,182円	2,393円	2,625円	2,845円	3,059円

※ 料金は法定単位に地域区分6級地の単価10,33円を乗じて算出しています。

夜勤職員配置加算 (I)	1日あたり 13単位 (1割負担14円、2割負担27円、3割負担41円)
サービス提供体制強化加算 (III)	1日あたり 6単位 (1割負担7円、2割負担13円、3割負担19円)
送迎加算	片道あたり 184単位 (1割負担190円、2割負担380円、3割負担570円)
認知症行動・心理症状緊急対応加算	1日あたり 200単位 (1割負担207円、2割負担414円、3割負担620円)
若年性認知症利用者受入加算	1日あたり 120単位 (1割負担124円、2割負担248円、3割負担372円)
緊急短期入所受入加算	1日あたり 90単位 (1割負担93円、2割負担186円、3割負担279円)
介護職員等処遇改善加算 (II)	所定単位数に13.6%を乗じた単位数
療養食加算	1食あたり 8単位 (1割負担9円、2割負担17円、3割負担25円)

(1) 食費・滞在費 (1日当たり)

・食費…1,560円 (朝食420円 昼食620円 夕食520円)

・滞在費…多床室 915円 従来型個室 1,231円 ユニット型個室的多床室 1,728円

\*費用負担の軽減制度について

低所得の人の施設利用が困難とならないように、**食費**と**滞在費**に関して減額の制度があります。市町村へ申請し交付される認定証をみずほ苑へ提示していただく必要があります。認定は収入によって3段階あり、段階によって負担額が異なります(下表)。

利用者負担段階		居室形態	滞在費 (1日)	食費 (1日)
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税であって、 老年福祉年金の受給者、生活保護の受給者	ユニット型個室的多床室	550円	300円
		従来型個室	380円	
		多床室	0円	
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税であって、 合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の 人	ユニット型個室的多床室	550円	600円
		従来型個室	480円	
		多床室	430円	
第3段階①	本人および世帯全員が住民税非課税であって、 合計所得金額+課税年金収入額が 80万円超、120万円以下	ユニット型個室的多床室	1,370円	1,000円
		従来型個室	880円	
		多床室	430円	
第3段階②	本人および世帯全員が住民税非課税であって、 合計所得金額+課税年金収入額が 120万円超	ユニット型個室的多床室	1,370円	1,300円
		従来型個室	880円	
		多床室	430円	

(3) その他の料金 (ご希望により選択できます)

おやつ代	1日あたり70円
日用雑貨費	1日あたり100円 *滞在時に使用するタオル類や洗面用具(歯ブラシ等)はみずほ苑で用意させて頂いております。
電気代(持込による物)	電化製品1点につき1日50円

\* お部屋でテレビの使用ができます。1日あたり150円のレンタル料と50円の電気代がかかります。台数に限りがございますのでご希望に添えないこともございます。

\* 苑内で喫茶店、居酒屋が開催されることがございます。参加された場合、飲食代がかかります。

**\*介護保険関係法令の改正等により料金を変更する場合があります。**

(4) キャンセル料

利用開始前に利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

入苑日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
入苑日の前日午後5時までにご連絡をいただけなかった場合	1日の自己負担額

(5) 支払方法

\* ご契約者様の指定する預金口座からの引き落としとなります。

(郵便局、銀行等すべての金融機関でご利用になれます)

- ・毎月15日までに前月分の請求をいたします。
- ・引き落としは毎月28日となります。

(28日が土日祝日の場合は次の金融機関営業日となります)

注) サービス利用料金の支払いが正当な理由なく支払われず、料金を支払うように催告したにもかかわらず支払われない場合にはサービスの提供を受けられない場合がございます。

## 4. サービス内容

食事	朝食 ; 8 : 00 ~ 9 : 00 昼食 ; 12 : 00 ~ 13 : 00 おやつ ; 15 : 00 ~ 15 : 30 夕食 ; 17 : 30 ~ 18 : 30
介護	食事介助、排泄介助、入浴介助、更衣介助、整容介助、レクリエーション等

**\*入浴について**

週に2回入浴していただけます。ただし施設の入浴日が決まっていますので、ご利用日によっては入浴できない場合がございます。また利用者の状態に応じ、入浴中止や清拭となる場合がございます。

**\*衣類貸し出しサービスについて(無料)**

みずほ苑では、ご利用中の着替え(衣類)につきまして、衣類の貸し出しサービスを行っております。ご希望の方は予約の際にお申しつけ下さい。

注) 他のご利用者様と共用となります。

貸し出し品目	日常着(上下)・寝巻き(上下)・下着類など
--------	-----------------------

## 5. 送迎 (自宅から施設の間の送迎を行っています)

○実施地域 三芳町、富士見市

(三芳町、富士見市、以外にお住まいの方はご相談ください)

○実施時間

月～土曜日 (祝祭日・日曜日についてはご相談下さい)

(12月31日・1月1～3日は実施していません)

迎え(入苑) 9:15～11:00

送り(退苑) 15:00～17:00

- ・当日の予約状況によりご希望に添えないこともございますので、ご了承ください。
- ・上記の時間以外のご家族での送迎となります。

ご家族送迎の場合は

入苑 9:30～15:00 退苑 9:30～17:00

とさせていただきます

## 6. 持ち物

### ①服用中のお薬、塗布中の軟膏

\*一回ずつ分包し、それぞれに名前の記入をお願いいたします。

\*頓服薬や軟膏・湿布、目薬などは使用部位や頻度等をお伝え下さい。

\*軟膏類の容器に記名をさせていただく場合がございます。

### ②薬の説明書(薬局でいただけるもの)

\*最新の説明書をお持ち下さい。

### ③上靴(かかとのついている安全な靴をご用意下さい)

### ④日常的に使用している介護機器(例;車椅子、杖、尿器などご本人が生活に必要なもの) \*標準型の介護機器はみずほ苑で用意することができます。ご相談下さい。

### ⑤介護被保険者証・負担割合証(初回・更新時のみ)

### ⑥負担限度額認定証(初回・更新時のみ)(該当者のみ)

### ⑦その他 個人的に使用するもの

\*衣類の貸し出しサービスを利用されない方は着替えをお持ちください。

(当苑では洗濯サービスは行っていません)

注1) 紛失防止のため、お手数ですが持ち物に名前の記入をお願いいたします。

## 7. サービスの中止

※ 以下の場合には、利用途中でもサービスを中止する場合がございます。

- ・利用者が中途退苑を希望した場合
- ・入苑日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

(利用途中にサービスを中止して退苑する場合、退苑日までの日数で料金を計算いたします)

## 8. 事故について

当苑では皆様が生活しやすいようにバリアフリー（段差の少ない等）となっておりますが、ご家庭とは環境が異なるため、転倒等の事故が発生する可能性があります。

また、食事時の誤嚥や窒息などの事故が発生することも考えられます。常時つきっきりの介護を提供できる体制ではございませんのであらかじめご理解下さい。

## 9. 第三者による評価の実施状況

第三者評価の実施	1 あり	<input checked="" type="checkbox"/> 2 なし
----------	------	--

## 10. 注意事項について

- 利用期間中、ご家族が外出（外泊）する際には、当苑からの緊急の連絡ができるように連絡先をお申し出下さい（ご利用ごとに連絡先を明らかにしておいてください）。
- 適切な介護サービスを提供するために、体調不良や感染症などの際はあらかじめお申し出下さい。場合によってはサービスの提供をお断りすることもございます。
- 面会時間は9：00～18：00です。
  - \* ご利用者への面会は当苑ではお断りできませんのであらかじめご了承下さい。
- 職員に対するお心づかいの品物等は一切不要です。
- できる限りご本人のご希望に添えるようにお部屋やお食事席の配慮等を行っていますが、ご利用者の増加に伴いご希望に添えないこともございます。また、当施設は認知症状によって他者への迷惑となる行為を行なう恐れのある方もご利用されます。あらかじめご了承ください。
- 居室及び共用施設・設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。施設・設備を汚したり、壊した場合には、ご契約者に原状に復していただくか又は相当の代価をお支払いただく場合があります。

## 11. 緊急時の対応方法について

- (1) 比較的軽い体調不良（熱発、嘔吐、便秘による腹痛等）
  - ご家族と相談し対応いたしますが、医療機関ではないので薬の処方はできません。
  - \* 簡単な臨時の処置等を当苑に依頼される場合は、実費を請求させていただく場合がございます。
  - 注1) 緊急時を除き、医療機関などへの付き添いは行っておりません。
- (2) 緊急を要する体調不良（急変・事故によるケガ等）
  - 救急車を要請し救急病院に搬送を依頼すると共に、ご家族に連絡いたします。（緊急時対応が優先となるため、状況によってはご家族への連絡が後になる事もございます）

## 12. サービス内容に関する相談・苦情窓口

### (1) 当施設における相談窓口

受付担当	介 護 主 任
解決責任者	相 談 係 長
受付時間	9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0
電話	0 4 9 - 2 5 8 - 9 2 1 1 (代)

### (2) 第三者委員

熊倉 三枝子	(連絡先) 0 9 0 - 1 1 5 5 - 6 3 6 4
仲 志津江	(連絡先) 0 9 0 - 7 8 0 3 - 8 7 0 6
齊藤 晋助	(連絡先) 0 4 - 2 9 4 6 - 1 1 2 1 (秋草学園福祉教育専門学校)

### (3) 公的機関

三芳町役場 健康増進課 介護保険担当	月～金曜 (祝日を除く) 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 電話番号 0 4 9 - 2 5 8 - 0 0 1 9
埼玉県国民健康保険団体連合会 苦情相談専用	月～金曜 (祝日を除く) 8 : 3 0 ~ 正午、1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 電話番号 0 4 8 - 8 2 4 - 2 5 6 8

## 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護利用契約書

\_\_\_\_\_以下、「利用者」といいます。）と社会福祉法人 美咲会（以下、「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う短期入所生活介護について、次のとおり契約します。

### （契約の目的）

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう短期入所生活介護を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

### （契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定有効期間満了日までとします。

2 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

### （契約期間）

第3条 契約期間中の利用期間は別に定めるとおりです。

2 利用者は、利用開始予定日の前日までに、事業者に対し、利用期間の変更を申し入れることができます。

また、利用者は、利用期間中に短期入所生活介護の追加利用を申し込むことができます。

これに対し事業者は、居室が確保できないなど正当な理由がない限りこれを断りません。

3 利用者は、利用開始日の午前9時00分以降に入所し、利用終了日の午後17時00分までに退所するものとします。

### （短期入所生活介護計画）

第4条 利用期間が概ね4日以上の場合、事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて「居宅介護サービス計画」に沿って「短期入所生活介護計画」を作成します。事業者はこの「短期入所生活介護計画」の内容を利用者及びその家族に説明します。

### （短期入所生活介護の提供場所・内容）

第5条 短期入所生活介護の提供場所は、特別養護老人ホームみずほ苑です。所在地及び設備の概要は、【重要事項説明書】のとおりです。

2 利用者が利用できるサービスの種類は【重要事項説明書】のとおりです。事業者は、【重要事項説明書】に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。

3 事業者は、利用者の希望、状態等に応じて、第2項に定める各種サービスを適切に提供します。

4 事業者は、サービス提供にあたり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。

5 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は可能な限りの希望に添うようにします。

(サービス提供の記録)

第6条 事業者は、短期入所生活介護の実施終了後、サービスの内容等を書面に記載します。

2 利用者に同居の家族がいる場合は、事業者は、短期入所生活介護の実施したサービスの内容等をその家族に説明します。

3 事業者は、サービス提供記録を短期入所生活介護の終了後2年間保管します。

4 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、第1項のサービス提供記録を閲覧できます。

(料金)

第7条 利用料は、厚生労働大臣が定める基準のものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載されている割合の額とします。

2 利用者はサービスの対価として【重要事項説明書】に定める利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。

3 事業者は、当月料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月15日頃に利用者へ送付します。

4 利用者は、当月料金の合計額を翌月月末までに、事業者が指定する方法で支払います。

5 事業者は、利用者からの料金の支払いを受けた時は、利用者に対し領収証を発行します。

(利用開始前のサービスの中止)

第8条 ご利用者の都合によりサービスを中止する際は、事業者に対して、利用開始予定日の前日17時までにご連絡をいただいた場合は、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

但し、利用開始予定日の前日17時までにご連絡をいただけなかった場合は、事業者は【重要事項説明書】に記載されたキャンセル料を求めることができます。

(中途終了)

第9条 利用者は、事業者へ申し出るにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の料金は、実際の退所日までの日数を基準に計算します。

2 事業者は、利用者の体調が良好でなく施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することができます。この場合の取り扱いについては、【重要事項説明書】に記載したとおりです。

3 第1項、第2項に定めるほか、利用期間中に利用者が入院した場合、短期入所生活介護は終了となります。この場合の料金は、入院日までの日数を基準に計算します。

(料金の変更)

第10条 事業者は、利用者に対して、介護保険給付体系の変更又はサービス体系に変更

があった場合、料金の変更（増額又は減額）を申し入れることができます。

- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【重要事項説明書】を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

#### （契約の終了）

第11条 利用者は、現にサービスを利用している期間を除き、事業者に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。

- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合、事業者は、利用者に対して文書で通知することによりただちにこの契約を解約することができます。ただし、利用者が現にサービスを利用している期間中は14日間の予告期間をおきます。

（1） 利用者のサービス料金の支払いが正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず、14日以内に支払われない場合。

（2） 利用者またはその家族が事業者又は他の入所者に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。

4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- （1） 利用者が他の介護保険施設に入所したとき
- （2） 利用者の要介護認定区分が非該当と認定されたとき
- （3） 利用者が死亡したとき

#### （秘密保持）

第12条 事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 事業者は、あらかじめ利用者から文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

3 事業者は、利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において当該家族の個人情報を用いません。

#### （賠償責任）

第13条 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

#### （緊急時の対応）

第14条 事業者は、現に短期入所生活介護の提供を行なっている時に利用者の健康状態が急変した場合その他必要な場合は、あらかじめ届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに、医師に連絡をとる等必要な措置を講じます。

#### （連携）

第15条 事業者は、短期入所生活介護の提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。

なお、第10条第2項に基づいて解約通知をする際は、事前に利用者の担当介護支援専門員に連絡します。

(相談・苦情対応)

第16条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、短期入所生活介護に関する利用者の要望、苦情等に迅速に対応します。

(本契約に定めのない事項)

第17条 利用者及び事業者は、信義誠実を持ってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

第18条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審議管轄裁判所とすることをあらかじめ同意します。

以上の契約を証するため、本書を2通作成し、利用者及び契約者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。